

## 株主総会決議に対する濫訴防止の可能性 — ドイツにおける UMAG 草案による措置を中心として —

久 保 寛 展 \*

- 一. はじめに
- 二. 株主総会決議に対する措置—わが国における担保提供制度
  - 1. 濫訴防止のための担保提供制度の目的
  - 2. 担保提供の要件としての「悪意」の意義
  - 3. 担保提供をめぐる従来の裁判例の整理
  - 4. 小括
- 三. ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス改革
  - 1. 近年におけるドイツ・コーポレート・ガバナンスの改革の経緯
  - 2. 株主総会決議に対する濫訴防止の必要性
- 四. UMAG 草案による濫訴の防止—免除手続
  - 1. 濫用型取消訴訟の要件
  - 2. 裁判所による濫用型取消訴訟の判断
- 五. UMAG 草案による濫訴の防止—株主総会の議長の解説拒絶権
- 六. 結びに代えて

### 一. はじめに

権利の濫用とは、「外形上権利の行使のようにみえるが、具体的の場合に即してみるとときは、権利の社会性に反し、権利の行使として是認することでの

---

\* 福岡大学法学部講師

きない行為」をいう<sup>(1)</sup>。たとえば、第三者に対する加害の目的をもってないし不当な利益を得る意図でなす権利の行使、権利者の得る利益に比較することができないほどの著しい損失が相手方に生ずるような権利の行使、不誠実な手段・経緯により取得・帰属する権利の行使、自己の以前の行為に矛盾・抵触する権利の行使、などがあげられる。これらの場合には権利の行使本来の効果が与えられない<sup>(2)</sup>。とくに商法との関係でみても、株主の権利行使に限定すれば、株主による株主総会決議に対する取消し・無効・不存在確認の訴え（商法247条、252条。以下、商と略す）のほか、株主の代表訴訟提起権（商267条）、会計帳簿の閲覧権（商293条ノ6）、株主名簿の閲覧謄写権（商263条3項）などが、権利の濫用となる場合がある。これらの手段を利用して、会社から金銭を不当に獲得したり、嫌がらせ目的で権利行使をすれば、権利の濫用として行使の効果が付与されないことに異論はなかろう。

ここで、本稿が対象とする株主総会の決議に限定した場合、株主総会の決議に法令および定款の遵守が要請される一方、もし決議に瑕疵がある場合には、その是正は、株主等による取消しの訴えや無効・不存在確認の訴えなどによって図られる。しかしその反面、前述のような株主による嫌がらせや会社から金品を引き出すような会社荒しによる明らかな濫訴については、当然許されるべきものではない。株主総会の場において、購入商品に関する個人的な苦情の申出を質問の名を借りて再現しようとした事実も存在する。たとえその後に訴えが提起されても、このような明白な濫訴は排除されるべきであるし、少なくとも会社側がこれに応訴する負担について軽減されてしかるべきであろう。

最近の株主総会は、いわゆる「シャンシャン総会」を徐々に脱却しつつあり、総会日の分散化、総会のビジュアル化<sup>(3)</sup>の進展など、各企業とも引き続きよりいつそう株主に顔を向けた総会に向けて取り組む姿勢が目立った、といわれている<sup>(4)</sup>。株主総会が2時間を越える会社も少なくない<sup>(5)</sup>。株主総会は、会社の本質的な戦略上の決定の場として集中的な議論が行われ、かつ一般株主に

とっても、より魅力的なものとならなければならない。そのような性質を有する株主総会であるならば、まず、前述のような会社荒しによる決議後の濫訴が明らかな場合には、当然にこれを排除することが要請されるであろう。このために、わが国には担保提供制度が存在するが、濫訴が明白な場合は、そもそも会社による担保提供の申立て以前の問題とも考えられる。たしかに、裁判所が裁量棄却の方法（商 251 条）により株主の請求を棄却する可能性も存在するが、この棄却は手続上の瑕疵に認められることから、やはり担保提供制度における悪意の意義が重要となろう。「会社法制の現代化に関する要綱試案」では、株主代表訴訟の場合につき、濫訴の防止策としての担保提供制度（商 267 条 6 項、7 項、106 条 2 項）における悪意の意義を明確化すべきという意見があったところである。その結果、株主が自分や他人の不正な利益の獲得を企図したり、会社に損害を与える目的で訴えを提起する場合には、裁判所がこれを退けることができるようになったとされる<sup>(6)</sup>。このことは、株主総会決議に対する濫訴の場合についても同一の方向に向うべきではなかろうか。

このような問題意識の下に、本稿は、株主総会決議に対して濫訴がなされる場合に、どのような措置をとることができるのかについて、比較法的な検討を行いたい。論述の順序としては、まず、わが国における株主総会決議に対する濫訴を防止するための担保提供制度、およびその要件としての悪意の意義を簡単に述べ、担保提供に関する従来の裁判例を整理する（二）。次いで、近年、コーポレート・ガバナンス改革を促進しているドイツ法の現況（三）と、最近、公表された「企業の誠実性および取消権の現代化に関する法律の参事官草案<sup>(7)</sup>（以下、UMAG 草案とする）」における濫訴に対する防止措置を概観する（四、五）。そして、最後に、比較法的観点からの簡単な考察を行い、結びとしたい（六）。

## 二. 株主総会決議の濫訴に対する措置—わが国における担保提供制度

### 1. 濫訴防止のための担保提供制度の目的

株主総会決議の取消しの訴え、不存在・無効確認の訴えが提起される場合、裁判所は、会社が原告の悪意を疏明すれば、会社の請求により相当の担保を提供すべきことを命ずることができる（商249条、252条、106条2項）。この制度が明定されているのは、株主が悪意をもって株主総会決議取消・無効確認訴訟などを提起した場合について、会社側がこれに対する対抗手段を付与されなければならないからである。担保を提供されることによって、不当訴訟から生ずる原告の会社に対する損害賠償債務が保全される。この債務には、原告が敗訴した場合における悪意・重過失ある原告の損害賠償債務（商247条2項、109条2項）だけでなく、その他の不法行為に基づく損害賠償債務もまた広く含まれる<sup>(8)</sup>。この制度は、共益権の行使として会社を被告に株式会社の意思決定を争う各種の訴えにも準用される。たとえば、創立総会および清算中の株主総会の決議取消しの訴え、同不存在・無効確認の訴え（商180条3項、430条2項）、新株発行無効の訴え（商280条ノ16）、株式交換・移転無効の訴え（商363条5項、372条2項）、新設・吸収分割無効の訴え（商374条ノ12第6項、374条ノ28第3項）、資本減少無効の訴え（商380条第3項）、合併無効の訴え（商415条3項）などがあげられる。株主代表訴訟の場合においても、同趣旨の担保提供が存在する（商267条6項、7項、106条2項）。

この制度は、株主権の濫用・会社荒しを防止することを目的とする<sup>(9)</sup>。担保を提供させることにより、不当な訴訟としての濫訴が防止される。会社訴訟の場合にのみ、担保提供義務を定めることに合理性が認められるのは、利害関係人が広範囲にわたり、判決の効力も第三者に及ぶので、訴えの提起があつただけでも、実際上会社の活動に大きな影響を及ぼす可能性があるからである<sup>(10)</sup>。もちろん、濫訴の防止を強調すれば、担保額が高ければよいということにな

る。しかし、本案審理に至らない前段階で容易に訴訟を阻止することは、訴訟制度の趣旨から問題とされる<sup>(11)</sup>。なぜなら、訴訟の提起は国民の基本的な権利（憲32条）でもあるからである。このことから、一方では株主の正当な権限の行使が保障され、他方では会社荒しに有効に対処する（濫訴の防止）という2つの要請が調和されなければならない<sup>(12)</sup>。つまり、株主による訴えの提起を心理的に抑圧するような解釈運用はできる限り避ける一方、嫌がらせのために会社に対して訴訟を提起し、それを脅しの種にして金品を引き出そうとする会社荒しによる濫訴は防止されなければならない<sup>(13)</sup>。それゆえ、次にどのような場合について、被告会社が、濫訴を阻止する担保提供のために、原告株主が「悪意ニ出デタルモノ」として疎明しなければならないのかが問題となる。

## 2. 担保提供の要件としての「悪意」の意義

学説では従来から、株主としての正当な利益を擁護する目的を有しないで、不当に会社を困らせようとする企図をもって訴えを提起すること（害意説）を担保提供の場合における悪意と解している<sup>(14)</sup>。株主がこの訴えにより会社に損害が生じることを知っていたという意味での悪意ではない（悪意説）<sup>(15)</sup>。前者の場合の典型例が会社荒しであるとされる。前述のように、わが国の商法には、株主総会決議の取消しの訴え（商249条、106条2項）等のほか、株主代表訴訟においても担保提供の規定がある（商267条6項、7項、106条2項）。この両制度の担保提供の要件である「悪意」の意義について、前者の訴えでは害意説、後者の訴訟では悪意説が通説であるとされる<sup>(16)</sup>。この相違が生じるのは、前者では争点が明確で悪意の疎明がそれほど困難でないのに対して、後者では取締役の責任の有無が経営判断に関連することが多く、複雑な判断が必要なために客観的に明確でないからであるとされる<sup>(17)</sup>。また、代表訴訟は取締役個人を被告にするので、被告の保護を重視して、原告株主の権利濫

用をより恐れたためであるともいわれる<sup>(18)</sup>。それゆえ、代表訴訟の場合において原告の害意を要求しても、担保提供命令の調整が困難で、害意を加重する実際上の意義は少ない。しかしながら、悪意であれ、害意であれ、両制度に共通する担保提供の要件について、原告の主觀である「悪意」の疏明が困難なことは否定できない。原告の主觀的意図の疏明を要求するのは不可能な疏明を強いるに等しい<sup>(19)</sup>。したがって、原告株主の悪意は客観的に看取できれば足り<sup>(20)</sup>、実際には具体的認定にあたってのファクターの方が実践的には重要になると解される<sup>(21)</sup>。実際にどのような場合に悪意が認定されるのかについては、裁判所の具体的事實から見て取ることができる。そこで、以下では、担保提供をめぐる訴訟において、実際にどのような場合に悪意が認定される可能性があるのかについて整理したい。

### 3. 担保提供をめぐる從来の裁判例の整理

株主総会決議の効力を争う裁判例については、次のように4つの類型に整理される<sup>(22)</sup>。第1に、会社内部の支配権争いから提訴がなされた場合である<sup>(23)</sup>。この場合の悪意の認定については、裁判所は非常に慎重な態度をとり、担保請求を認めていない。たとえば、被告会社が製造販売している商品の商標権者である米国会社の疑惑を招き、商標権使用権利用契約を解除されるおそれがあること、対外一般の信用の失墜のおそれがあること、原告が取締役陣の変更など何らかの妥協を期待していること、などを理由に担保提供を申し立てても、悪意に出たとはいえないとする。これに対して、悪意の疏明があったと認めたものとして、第2に、いわゆる総会屋によって提訴がなされた場合がある<sup>(24)</sup>。この場合については、単に原告が総会屋にすぎないことだけで悪意を認定せず、さらに客観的事実を併せて悪意を認定している。すなわち、本訴請求に理由がないこと、原告が本訴請求に理由がないことを知っていたこと、原告が会社に対して不当な要求をしていたこと、原告が決議に反対する株主に認めら

れている株式買取請求権を行使していないこと、原告の他の株式会社の株主総会における総会屋的行動、などである。第3に、独自の商法解釈に基づく正義感から提訴がなされた場合がある<sup>(25)</sup>。この場合については、被告会社の信用を失墜させるような原告の行動、原告株主の素性、原告株主の被告会社に対する他の訴訟提起の事実とその結末、原告が他の株式会社においても何件も株主総会決議訴訟を提起していること、などを理由として悪意が認定されている。最後に、個人的な不平不満を晴らすために提訴がなされた場合<sup>(26)</sup>がある。この場合については、原告が質問権を奪われたと主張する株主総会において行おうとしていた行為の不当な目的、原告が他社においても株主総会決議に対する訴訟を提起し、いずれも敗訴しているという事実、本訴請求に理由がないこと、原告の経歴、訴え提起に至る経緯、などから、客観的に原告が個人的な不平不満を晴らす目的を有していたとして、原告の悪意が認定されている。

これらの裁判例から判断すれば、裁判所は、不当に会社の利益を害する意図（害意）をもって悪意と判断し、かつこの悪意の認定にさまざまな間接事実を積み重ねている<sup>(27)</sup>。この場合、単なる損害の認識という意味での悪意を超えた害意を要求して、原告の主観的事情を重視し、会社法の理念に反するような会社荒しやまったく独自の見解に基づく提訴に対してのみ担保請求を命じている<sup>(28)</sup>。もちろん、株主による濫訴の防止を強調して担保提供を安易に命じれば、株主権の行使を抑圧する結果となり、瑕疵ある決議の効力を肯定して違法状態が是正されないまま放置される<sup>(29)</sup>。それゆえ、株主総会決議に対する提訴自体が、原告株主にとって直接的な利益の少ない「身を殺して仁をなす訴訟」なので<sup>(30)</sup>、担保提供命令に慎重であることも一方で要請される<sup>(31)</sup>。

#### 4. 小 括

このように総会決議訴訟の場合、前述のように、会社法の理念に反するような会社荒しやまったく独自の見解に基づく提訴に対してのみ担保請求を命じている。この場合、安易な担保提供命令は株主権の行使を抑圧することになるが、会社側からすれば、濫訴が防止されるという利点を有する。従来の裁判例の整理からみても、担保提供を命じているのは、少なくとも会社荒しなどによる濫訴が明白な場合であるといえよう。それゆえ、担保提供という対抗手段は、そもそも会社側が応訴に煩わされるのを避ける意味において、会社にとって効果を発揮するものとなろう。ただし、代表訴訟の場合も同様に、担保さえ提供すれば、いかに理由のない訴えでも追行できるというのは不合理であることは否定できない<sup>(32)</sup>。

もともと現在の担保提供に関する商法 249 条は、沿革的にみれば、1884 年ドイツ商法 190 条 a 項 3 号を基礎とする明治 32 年商法 163 条 3 項を起源とする<sup>(33)</sup>。しかし、現在のドイツ株式法には、担保提供に関する規定は存在しない。1937 年株式法では、「原告に対する賠償請求権が会社に帰属していること、または発生し得ることを会社が疏明したときは、裁判所は、原告株主が会社に担保を給付しなければならない旨を命ずることができる」と規定されていた(1937 年株式法 199 条 4 項)。しかしながら、訴え提起により被告に損害賠償請求権が発生するのは、この訴訟の場合に限られないのに、他の民事訴訟では認めず、この場合にのみ担保提供を認める十分な理由はない(他の訴訟とのバランス論)との理由で<sup>(34)</sup>、1965 年の株式法改正により、担保提供の規定が削除された。このことから、母法においてすら廃止された担保提供制度は、現在では諸外国において見られなくなった特異な制度である、と指摘される<sup>(35)</sup>。

担保提供制度の是非は別にしても、前述の裁判例の整理からみてもわかるように、濫訴と認定されるような会社荒し等が明白であれば、これを防止する必要がある。たしかに担保提供命令は、濫訴を防止するために効果的な手段で

ある。しかし、少なくとも会社は原告の訴えに応訴して、担保提供の申立てをしなければならない。純粋な株主権の行使の場合であれば別段、明らかに濫訴と認定されるような場合は、会社側にとって担保提供の申立てさえ負担となることは否定できないであろう。たとえば、「購入商品に関する個人的な苦情の申出を株主総会の場において質問の名を借りて再現しようとしたものと推認できること」、「すでに他の数社でも株主総会の決議取消しの訴えを提起しいずれも敗訴していること」、「決議取消しの事由としている『株主の質問権が奪われた』という点が結局のところ、そのような質問を認めなかつたことに帰すること」、「『株主総会へのテープレコーダーの持込みの禁止』といった決議取消事由とは到底なり得ないことを取消事由として挙げていること」等の事実が認定された裁判例がある<sup>(36)</sup>。この場合には、担保提供の可否の問題としてではなく、そもそも株主の原告適格の有無を問題とすべき場合とも考えられる<sup>(37)</sup>。株主総会は、すべての株主がそこに出席して自由な討議と表決により、会社の重要事項につきその最高意思を決定する<sup>(38)</sup>。個人的な苦情の申出を質問の名を借りて株主総会で再現することまで予定していない。前述の裁判例の場合には、会社の最高意思を決定する株主総会の理念を見出せないであろう。また、現在ではこのことがもはや通用するものでもなかろう。戦略上の本質的な決定を株主総会に集中させ、株主にとって株主総会をより魅力的なものとすることで、株主総会の機能を議論および経営判断の基礎として取り戻すことが要請される。それでは、実際にこの要請が現在においてどのように実現されるべきであろうか。会社による担保提供の申立て以前に、裁判所に濫訴が明白であれば、そもそも株主による訴えを却下して、会社側の応訴の負担を軽減することも考えられよう。以下では、コーポレート・ガバナンス改革を活発に推し進めているドイツ法の議論を参考に考察してみたい。

### 三. ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス改革

本章では、ドイツのコーポレート・ガバナンス改革の近年の経緯を確認した後、最近、公表された UMAG 草案における濫訴防止措置のための取消訴訟の改正事項の内容を検討する。

#### 1. 近年におけるドイツ・コーポレート・ガバナンスの改革の経緯

ドイツでは、2000 年 5 月に、産業界、株主団体と機関投資家の代表、労働組合、政治家および学者から構成される「コーポレート・ガバナンス政府委員会」が設置された。この委員会に対して諮詢されたのは、ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムの見直しと具体的な勧告である。委員は、フランクフルト大学のテオドール・バウムス (Theodor Baums) 教授を議長とする約 20 名程度で構成される。法学者では、最も影響力のあるマルクス・ルッター (Marcus Lutter) が代表していた。この委員会は、バウムス委員会といわれる。委員会は、ドイツのコーポレート・ガバナンスシステムの弱点の解明およびドイツの法制度の現代化に関する提言を任務とし、約 1 年間にわたる審議の後、その成果が 2001 年 7 月に最終報告書という形において首相に提出された<sup>(39)</sup>。この報告書では、第 1 章から第 6 章までで構成される約 150 項目もの種々の具体的勧告がなされている。この勧告から、ドイツ株式法全体にわたる非常に広範囲な多数の提案がなされていることを知ることができる。この勧告は、2002 年までに立法的措置をとるものとされていた。しかし、結局、措置がとられたのは、第一に、コーポレート・ガバナンス規準の制定のための委員会設置に関する勧告である。この勧告に基づき、2001 年 9 月に「ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準政府委員会」が設置された。この委員会は、ティッセン・クルップ社の監査役会議長であるゲルハルト・クロッメ博士を議長にした 13 人の構成員から構成される（クロッメ委員会）<sup>(40)</sup>。この委員会を

通じて、2002年2月26日にはすでに、企業の行為基準を定めたドイツ・コーポレート・ガバナンス規準が公表された<sup>(41)</sup>。第二に、2002年6月21日のいわゆる「透明性および開示のための法律 (Transparenz- und Publizitätsgesetz)」の制定である<sup>(42)</sup>。この法律により、コーポレート・ガバナンス規準が法律上根拠づけられ、かつ監査役の機能強化や監査法人の監査機能強化のための措置がとられた。

これら2つの措置によって、企業の行為基準を遵守させるための指針が提供される。この指針は、いわゆる対応宣言 (Entsprechens-Erklärung) という形で結実し、コーポレート・ガバナンス規準の遵守を担保するために、透明性および開示のための法律により、株式法161条に導入された。これにより、上場会社の取締役および監査役は、毎年、連邦司法省により電子官報において公告された「ドイツ・コーポレート・ガバナンス基準政府委員会」の勧告に対応していたこと、および対応していること、またはどの勧告を適用しなかったのか、または適用しないのかを宣言する。

このような委員会の設置および立法的措置は、まさにバウムス委員会の最終報告書を実現し、具体化する車の両輪であろう。立法的措置に限れば、単に透明性および開示のための法律が制定されたにすぎなかつたが、この方向性は、現在でも現代化のための立法的な措置を行うために継続している。まず、連邦政府は、いわゆる「10項目プログラム」を策定し<sup>(43)</sup>、企業の誠実性および投資家保護の強化を実現しようとする。このプログラムは、次の事項から構成される。①会社に対する取締役員および監査役員の人的責任（株主の提訴権の改善）。②故意または重過失による虚偽の資本市場情報の提供に対する取締役員および監査役員の人的責任の導入。③とくに取締役の株式運動型報酬（ストック・オプション）の透明性にかかるドイツ・コーポレート・ガバナンス規準のさらなる発展。④決算規制の継続的発展および国際会計基準への適合。⑤決算検査役の独立性およびその役割の強化。⑥独立した立場の

者による具体的な企業決算の適法性の監視（エンフォースメント）。⑦取引所改革の継続的実施および監督法のさらなる発展。⑧いわゆる「灰色資本市場」の分野における投資家保護の改善。⑨財務アナリストおよび格付け機関による企業評価の信頼の保護。⑩資本市場の領域における不法行為に対する罰則規定の強化。④⑤⑥の部分についてはすでに、決算監査法（Bilanzkontrollgesetz）ならびに決算改革法（Bilanzrechtsreformgesetz）において実施されている<sup>(44)</sup>。

しかし、連邦司法省は、さらに2004年1月28日に、この「10項目プログラム」における第1項目を実施に移すべく、「企業の誠実性および取消権の現代化に関する法律の参事官草案（UMAG 草案；以下、この草案における株式法の条文を引用する際、株式法草案とする）」を呈示した。この草案は、学界のさまざまな準備作業や2000年のライプチヒにおける第63回ドイツ法曹大会に基づく提案に基づいて起草され、関係諸団体に対する意見紹介も行われた<sup>(45)</sup>。このUMAG草案は、前述した2002年の「透明性および開示のための法律」に基づく立法に続くものであり、できる限り2005年11月1日付で施行されることが予定されている<sup>(46)</sup>。この草案においてとくに重要な改正事項は、主として会社の機関の内部責任および取消訴訟の改正（株主総会の濫用的取消訴訟の防止）である。前者の改正事項について顕著なものは、経営判断原則<sup>(47)</sup>と株主代表訴訟（訴訟許可手続に関する株式法草案147a条）の導入である。経営判断原則は、取締役の注意義務および責任を定める株式法93条の1項2文において、「取締役員が企業家の決定において重過失なく適切な情報をもとに会社の福利のために行為することが認められる場合、義務違反はない」との形で定められる<sup>(48)</sup>。また、代表訴訟制度の導入により、「資本の1%または取引所価格で10万ユーロの株式を獲得する少数株主は、一定の要件の下で、自己の名において会社に対する機関の賠償請求権を行使する権限を有する」ことになる。

これに対して、後者の取消訴訟の濫用の防止については、「一定の株主権が発生した場合に、その権利が濫用されること、とくに株主が取消権を行使する場合における濫用が防止されること」を内容とする。これは、株式法および資本市場法が、市場参加者にとって有益な権能のみ提供することを目的とするからにはかならない。法が市場参加者に効率的な取引のための枠条件を付与し、かつ制御できるリスクには自己責任をもって対処することも要請される<sup>(49)</sup>。このことから、今回のドイツにおける UMAG 草案の公表は、この目的に適合させるための非常に画期的な改革であると評価されている。とくに経営判断原則について明文規定を有しないわが国との比較においては、ドイツの経営判断原則に関する今後の展開には注目すべきものがあろう。しかし、以下では、本稿の目的との関係上、濫用的取消訴訟の防止に限定して論述を進めることにする。

## 2. 株主総会決議に対する濫訴防止の必要性

このように今回の UMAG 草案の主眼の一つが、濫用的取消訴訟の防止である<sup>(50)</sup>。これにより、株主総会がより魅力的なものとなるよう期待されている。この期待は、株主総会を厳格にして戦略上の本質的な決定を株主総会に集中させ、また株主総会の機能を議論および経営判断の基礎として取り戻すことで実現されるとする。実際に UMAG 草案における連邦司法省の見解によれば、大規模な公開会社においても、将来的に株主総会の進行が適切な時間内で行われるべきであるとする<sup>(51)</sup>。また、起草者は、議決権を有する株主が魅力だけではなく、株主総会が本質的に重要な内容の決定を獲得するために、株主権の濫用の防止に努めている<sup>(52)</sup>。しかし、この目的の実現には、必然的に取消権について抜本的な変更がなされることが必要となる。

いわゆる「嫌がらせ (schikanöser)」による取消訴訟は、ドイツでは 1980 年代末から実務上非常に問題となつたといわれる<sup>(53)</sup>。その当時には、株主が、

自己の経済的な目的や、訴えを取り下げる代わりにその代償を得るという目的のために、取消訴訟の提起を利用することが流行したとされる<sup>(54)</sup>。ここでは、取消訴訟の原告である株主が、会社から不当な利益を獲得することが目的であった。この取消訴訟が濫用という性質を有するのは、「会社に対して文句をつける株主の満足感」ではなく、「利己的で非常に不誠実な株主の権利行使」であるからにはかならない。このことは、とくに株主が訴訟による負担を会社に買い取らせることだけを意図する場合に最も妥当すべきものであるとされる<sup>(55)</sup>。いわゆる職業株主も各州にわたって取消訴訟の原告として頻繁に登場するが、この株主は、会社の一株または少数の株式だけを保有するにすぎなかつたという事実も多い。訴訟の提起が会社またはその多数株主に負担となる結果、株主は、恐喝的な方法を用いるか、または自己の形式的な法的地位を利用する。その結果、会社が当該訴訟を買い取ることを見込んで、自己の取消権を行使することになる。株主の取消権が行使されれば、会社の経済的および時間的損失は計り知れない。しかしながら、取消権の濫用が明白である場合であっても、会社が濫用を証明する段階において裁判所に権利濫用の抗弁を提出しないことも多い。会社が組織変更などの株主総会の同意を必要とする措置をとる場合において、最近では、これまで登場しなかつた新たな職業株主が濫用型取消訴訟を提起するというような新たな傾向が明らかに生じている、と指摘される<sup>(56)</sup>。

この状況に対して、UMAG 草案においては、まず、「裁判所による免除手続 (gerichtliche Freigabeverfahren)」が株式法に導入される（株式法草案 246 a 条）。これによって、濫用型取消訴訟が提起される前に濫訴を防止することが企図されている。また、裁判上および裁判外の和解や訴えの取下げのように、裁判上または裁判外において取消訴訟を終結させる場合、その終結に際して、訴訟費用や和解金その他の報酬等を含む合意の詳細が、連邦官報において公表される<sup>(57)</sup>。なぜなら、公表することによっても、濫用型取消訴訟を抑止

する機能が担保されるからである。さらに、株主の質問権について、株主総会の議長の権限を広く認めて、定款自治を認める変更がなされている(現行株式法 131 条の変更)。たとえば、株主が、株主総会の議長が事前に相当に確定した発言時間および質問時間を超過した場合、議長に解説拒絶権を付与することが明定されている。これは、多数の質問をもって経営者に間違った情報を提供させる目的、または株主総会の期間を長引かせる目的のために、しばしば解説請求権および発言権がわずかな株主により濫用されるという実務の多様な要求に応えるものである<sup>(58)</sup>。もちろん、これらの方法が目的に合致する制度なのかどうかは、今後の運用を待つほかないといわれるが、以下では、免除手続と株主総会の議長の解説拒絶権の内容に限定してその内容を概観する。

#### 四. UMAG 草案による濫訴の防止—免除手続

法律または定款違反に基づく株主総会の決議は、株主の訴えを通じて裁判所により取り消される(株式法 243 条 1 項)。取消権限を有する株主は、株主総会に出席した株主で、決議に対する異議を議事録に留めた株主に限る(同 245 条 1 号)。このことは、たとえ当該株主が決議前に一株だけを取得しかつ保有するにすぎない場合であっても同様である。したがって、株主総会決議の取消しの場合、裁判所は、株主としての地位だけを調査すれば足りる。しかしながら、このような要件だけでは、株式法上の取消権が濫用される可能性を否定できない。それゆえ、UMAG 草案では、法律の規制によって濫用を阻止することが企図されている。

ところで、ドイツでは、とくに登記の必要な株主総会決議の場合に、取消訴訟に対する威力を發揮するといわれる。たとえば編入や組織変更に関する株主総会決議を登記する場合において、当該決議が取り消されていないか、もしくはこのような取消訴訟が既判力をもって棄却されたかまたは取り下げられたことが確定すれば(法令に違反しない旨や登記の障害が存在しない旨の

いわゆる消極的証明 (Negativattest) )、たとえ決議が法律に違反して登記されたとしても、株主総会の決議前の原状に回復することが阻止される。この取消訴訟に対する登記簿閉鎖効 (Registersperre) は、次の場合に認められる(たとえば株式法 319 条 5 項、6 項、ドイツ組織変更法 16 条 2 項、3 項を参照)。すなわち、①決議の効力を争う訴えが不当であるかまたは理由のないことが明白である場合、もしくは②裁判所の自由心証により、訴えをもって主張された法律違反の重大性を斟酌した結果として、決議の効力を即時に発生させることが会社およびその株主に対する重大な不利益を回避するために優先されると思料する場合、である。受訴裁判所は、この手続によって取消訴訟の提起が会社の株主総会決議の登記を妨げないことを確定するので、この手続を「免除手続」という。このような法律上の措置がとられるのは、とりわけコンツェルン形成、合併または組織変更に関する重要な決議事項に関連して濫用型取消訴訟を提起する場合、会社の利害関係に多大な影響を及ぼすからにはほかならないからである<sup>(59)</sup>。ここでは、しばしば訴訟の提起による負担を会社に買い取らせることと引き換えに、原告が取消訴訟を取り下げる旨を申し入れることと結びついている場合も少なくない。もちろん、今日では、たとえば取消訴訟の取下げと引換えに、その反対給付として金銭的 requirement を会社に迫るような方法で関与するのではない。「会社が要求に応じない場合のシナリオ」を作成し、これに沿って補償または代償の支払を促すか、またははつきりと要求する<sup>(60)</sup>。この要求は、株主からすれば、当然に法律に合致する行為という口実のもとで行われる。株主は、会社が窮地に陥っている状況に直面して、会社自身が歩み寄りかつ会社が自発的に訴えの取下げに対する補償を申し入れるまで待っているといわれる<sup>(61)</sup>。この場合、権利濫用の意図を隠すために、決議の取消しを仲裁手続にからせて、仲裁手続の終了までに高額な和解金をもって和解を締結するか、高額な弁護士費用の支払が行われることもある。また、濫用型訴訟を提起する株主の株式を高額で取得する場合もある

ば、たとえば監査役会の議席の確保、信用貸付、取引関係の構築のような金銭的 requirement とは異なる給付も行われる場合もある。さらに、表面的に正当な取引行為をなす合意、有償の法律相談の合意または外国の子会社を介在させた他の顧問契約の合意もある<sup>(62)</sup>。このような状況において、最終的には濫用とみなされるような取消訴訟が提起されるにいたる。

株主総会決議に登記が必要なのは、資本増加（株式法 189 条、211 条）や企業契約（株式法 294 条 2 項）等の場合も同様である。それゆえ、UMAG 草案は、このような組織変更等の株主総会決議の濫用的取消訴訟の防止のために認められた登記簿閉鎖効をさらに拡大する目的から、資本調達または資本減少（株式法 182 条ないし 240 条）もしくは企業契約（株式法 291 条ないし 307 条）の場合について、新たに受訴裁判所への免除手続を導入する（株式法草案 246 a 条）。これによって、株主総会決議に対して異議を受ける会社は、取消訴訟を管轄する裁判所に対して、提起された訴訟が株主総会決議の登記を妨げないとの確認を申請する可能性が新たに開かれる。これにより、受訴裁判所は、次の場合には、当該会社の申立てにより、既判力ある決定によって、訴訟の提起が登記を妨げず、かつ株主総会決議の瑕疵が登記の効力を妨げないことを確定できることになった<sup>(63)</sup>。つまり、①取消訴訟が許可されないか、または取消訴訟に理由がないことが明白な場合、もしくは②裁判所の自由心証により、訴えをもって主張された法律違反の重大性を斟酌した結果、株主総会決議の効力を即時に発生させることが、会社およびその株主にとって重大な不利益を防止するために優先されると思料する場合（利益衡量モデル；株式法草案 246 a 条 1 文、2 文）である。なお、この免除手続は、他の領域における免除手続（株式法 319 条 6 項または組織変更法 16 条 3 項）が優先されない場合に限り適用され、免除決定は登記裁判所を拘束する（株式法草案 246 a 条 3 文）。しかしながら、登記裁判官の調査権限自体は、原則として受訴裁判所の免除決定によって妨げられるものではない。したがって、登記

裁判官は、たとえば登記申請の形式上の不備や登記の認証に瑕疵がある場合、または申請人の代表権限が証明されなかった場合の登記のような、他の事由に基づく登記については、これを拒否することができる。ただし、訴訟が理由のあるものとして証明されるときは、免除決定を得た会社は、申立ての相手方に対して、免除決定に基づく株主総会決議の登記から発生した損害を賠償する義務を負う（株式法草案 246 a 条 7 文）。

### 1. 濫用型取消訴訟の要件

取消権は、会社に対する株主の社員権の構成部分であり（共益権）、違法ないし不当な行為や状態を直接是正する目的を有する（監督是正権）。取消訴訟は、株主総会決議の効力を阻止することによって、この目的を実現する。しかしながら、取消権の行使があまりにも実体とかけ離れたものであり、是正機能に直結しない目的のために濫用されるならば、その行使は、理由不備として認められない。この結果として、株主は取消権限を喪失することになる。もっとも、取消訴訟の提起は、例外的な場合においてのみ、権利濫用とみなされる。このための決定的な基準は、取消権の行使がその目的から非常にかけ離れていることである<sup>(64)</sup>。それゆえ、取消訴訟の権利濫用は、原告株主が取消権行使の目的とかけ離れた方法により自己の利益を追及するために取消訴訟を利用する場合に認められる。加害の意図をもって提起した取消訴訟は常に権利濫用であるのと同様に、取消訴訟の原告が、不誠実かつ非常に利己的な方法により会社に対して不当な要求となる給付をさせる場合にも、権利濫用が肯定されなければならない<sup>(65)</sup>。

**(a) 濫用の主観的要件** ここで濫用の要件についてみれば、まず権利濫用が、取消訴訟の原告株主の主観的動機に基づくことが必要である<sup>(66)</sup>。客観的にみて、取消訴訟の原告株主の主観的動機が、取消権行使の目的からかけ離れていれば足りる。この動機は、取消訴訟を提起しないかもしくは取下げること

と、取消訴訟が提起された場合の負担を会社が補償によって埋め合わせるという不当な給付とが結びついていれば推定される。このような状況において、株主が適法かつ正当な給付を求めることができない場合、その補償の請求は不当となる。また、通常、不当と判断されるのは、会社と原告株主との間において、取消訴訟の対象となる事実について問題の解明に対する実質的な利益がもはや存在しないことが明白な場合、たとえば数百万という高額での補償を要求する場合または法律相談に対する報酬としての高額な対価を要求する場合についても同様である<sup>(67)</sup>。

**(b)濫用の客観的要件** 取消訴訟の権利濫用を判断する場合には、常に、濫用に関する一切の重要な諸事情について包括的かつ全体的な考察がなされなければならない。この場合には、とくに原告株主の主観的動機を推論させるような徴憑が重要となる<sup>(68)</sup>。取消権行使の濫用に関する証明責任は会社にある<sup>(69)</sup>。それゆえ、取消訴訟の原告の主観的動機についての会社の主張および立証がきわめて困難になることは明白なので、裁判官による諸事情の具体的な評価がいっそう重要となる。権利濫用についての徴憑を判断する場合、取消訴訟の原告が一株またはわずかな株式だけを有するにすぎないという状況、あるいは取消訴訟の原告が株主総会の開催の直前にはじめて株式を取得したという状況もまた、重要となる<sup>(70)</sup>。株主総会が告知された後の株式の取得できえ、必ずしもそれだけで権利濫用と認めるに足りない。しかし、少なくとも濫用に関する一つの徴憑となりうることは否定できない。また、とくに株式取得の時点および範囲についても問題となるが、場合によっては時間的に並行して提起される取消訴訟の同一原告の行為も、重要な徴憑となる。さらに、明らかに勝訴の見込みのない取消訴訟を提起することも、濫用についての徴憑となりうる。ただし、実質的に判断して取消訴訟に理由がある場合には、即時に権利濫用を認める結果にはならない。なぜなら、濫用型取消訴訟では、通常、実質的に判断すれば、その他にも何らかの理由がある訴えで

あるか、あるいは勝訴の見込みがまったくない訴えではないからである<sup>(71)</sup>。

## 2. 裁判所による濫用型取消訴訟の判断

このように濫用に関する複数の微憑が存在していれば、裁判所は、濫用を認定することが容易になる。しかしながら、近年とくに批判されるべき事件は、① 2002 年 3 月 13 日のシュツットガルト上級地方裁判所<sup>(72)</sup> と、② 2003 年 10 月 6 日のケルン上級地方裁判所の決定<sup>(73)</sup> である。なぜなら、後述のように、裁判所は、実務上証明が困難な権利濫用を認めるための高度な要件を設定したからであるとされる<sup>(74)</sup>。①の事件の内容は、次のとおりである。X 社は、ドイツにおいて乳製品製造業にかかる大規模な企業である。X 社は、資本の 95,71% をもって、2450 万 7640 ユーロ（資本の 27,23%）の額面額で A 社の持分の付与を受ける代わりに、A 社への吸収分離独立（Ausgleiderung zur Aufnahme）の方法による重要な事業部門（operative Geschäft）の譲渡に関する分離独立契約および譲受契約に同意する社員総会の決議とその登記を行った。しかし、X 社の分離独立決議に対して、ハイルブロン地方裁判所に 5 つの取消訴訟が提起された。そのうち 4 つの取消訴訟に免除手続が係属していたので、裁判所による決定の後、3 つの訴えが取り下げられた。額面 600 ユーロの参加持分権を有する X 社の社員であり、かつ X 社のライバル会社である残りの原告の一人である Y 社は、即時抗告の方法により異議を申し立てた。この異議は、A 社は最近まで「企業家的にみれば再建の事案」であったにもかかわらず、X 社の損失で A 社への分離独立を形成したことなどに基づいている。X 社は、Y 社により提起された訴えは、分離独立の登記を妨げないとの確認を求めた。ハイルブロン地方裁判所は、X 社の申立てを受け入れ、Y 社の取消訴訟は、商業登記簿への分離独立決議の登記を妨げないことを確認したので、Y 社の抗告は認容されなかった。

これに対して、②の事件は、次のとおりである。ポン地方裁判所は、Y 社の

申立てにより、相当な現金補償の付与と引き換えに Y 社の少数株主全員の株式を主要株主 A らに譲渡することに関する株主総会の決議に対して、少数株主である X が取消訴訟を提起することが、当該決議の登記を妨げない旨を確定した。X が、この少数株主を締め出すためのスクイズ・アウトの手続に対する裁判所の決定に即時抗告を行った。ボン地方裁判所は、本件をケルン上級地方裁判所に移送したが、ケルン上級地方裁判所は、X による抗告を認めなかつた。

①および②の事件について共通して問題となっているのが、提起された取消訴訟が、権利濫用といえるかどうかである。いずれの事件についても、各裁判所は、提起された取消訴訟は権利濫用にあたらないと判断している。各裁判所に共通する濫用に関する判旨の要約は、次のとおりである。すなわち、「株主の訴権は、会社の取引の適法性をコントロールする機能を保障すると同時に、個人的な経済的利益とともに、株主全員の一般的な利益を保護する機能を有する。それゆえ、取消訴訟の提起には、原則として正当な固有の権利保護の利益を要しない。したがって、会社が濫用の証明責任を負うような例外的な場合にのみ、訴訟の提起が権利濫用とみなされうる。そのような例外的な場合とは、取消訴訟の原告株主が、実際に企業の部分的保有者としての正当な利益も、一般的な株主としての利益も追及するのではなく、原告株主が目的からかけ離れた方法において、利益を追及するために利己的に訴権を利用する場合、あるいは不誠実な意図または利己的な意図を追及する場合をいう。たとえば、原告株主が自己に帰属しない特別な給付を会社に要求する目的をもって訴訟を提起するような状況として、原告株主が会社にとって負担となる訴訟の提起を当該会社に買い取らせることを意図しているような場合、株式会社を自己の影響下に置くために取消権行使する場合、自己の利益のために自分の意思を会社に押し付ける目的で取消権行使する場合があげられる。さらに原告株主が自己の利益のために、または裁判所が事実を

解明するまで時間を長引かせるために、自己の権利行使の断念を「会社の費用にかかる」、「会社を置く状況も想定される。会社が懸念された不利益の圧力のもとで自発的に原告株主を頼り、かつ会社がさらなる訴訟追行の断念のために買収することを、原告株主が見込んでいた場合でも足りる。このような場合であれば、権利濫用を認めるための複数の微憑を全体的に考察して、権利濫用を認めることができる」。

しかしながら、①の事件において主張された権利濫用の理由づけについて、「X社は、単に額面600ユーロにすぎないY社のわずかな参加持分権、株式の取得とX社の組織再編との間の時間的な関連性にのみ依拠しているにすぎない」。また、「株主は、法律により一株をもって取消訴訟を提起できるので、単に最小の参加持分を保有するにすぎない状況は、権利濫用の抗弁を理由づけない」として、濫用と認めるに足る基準を満たさないとする。

これに対して、②の事件では、「権利濫用の明白性は、客観的状況から判断して、会社に損害を及ぼす目的とは異なる別の正当な目的が認められなければ、肯定されうる。Xが単に一株の保有者であるにすぎないことは争われていないが、このことは、権利濫用の抗弁を理由づけることはできず、法律によれば取消訴訟を提起するのに十分な要件である。……この訴権が、単に実質的に関係のない利己的な動機を追及するためにのみ利用されることは、本件の状況からみて、なお正確に読み取ることはできない。……少なくともY社が訴権の「買取り」を目的に歩み寄るという期待を、Xが抱いていたことについてさらなる根拠を示す必要があろう」とする。

これらの事件によって、会社またはその多数株主にとって負担となる訴訟を買い取らせるためにのみ、株主が会社を提起する濫用型取消訴訟をめぐる議論が、復活したとされる<sup>(75)</sup>。まさに法律に違反する特別の給付を得る目的のためにのみ提起される濫用型取消訴訟の新たな波が、ドイツの株式会社に迫っている状況にある。それにもかかわらず、これらの裁判所は、実務上証明

が困難な権利濫用を認めるための高度な要件を設定したことから、とくに訴訟を買い取らせて金銭を得るようないわゆる強盗的株主がいつそう活気づくのではないか、と懸念されている<sup>(76)</sup>。また、この裁判実務が確定されことになれば、頻繁に取消しがなされるのではないか、ともいわれる。強盗的株主は、経済的および時間的に切迫した会社の状況を、まさに恐喝の方法により利用するにもかかわらず、裁判所は濫用を認めるのに非常に慎重である。また、多くの場合、会社が申述した権利濫用に関する徴憑は、裁判所にとって十分ではない。裁判上、徴憑による立証の要件が引き下げられることが望ましい。そうでなければ、今日非常に専門化し、かつ裁判所が明らかに争点をしぶるような現代型の強盗的株主が、たとえ UMAG 草案をもって対処してみても、職業的に取消訴訟の提起を活発化することになる、と批判されている<sup>(77)</sup>。

## 五. UMAG 草案による濫訴の防止—株主総会の議長の解説拒絶権

事後の取消権の濫用的な行使を防止しながら、取消権という株主にとって重要な保護手段を維持するために、UMAG 草案は、株主総会における質問権および発言権に関する規制を定める（株式法 131 条の変更）。これによって、株主総会の議長の権限が拡大される一方で、株主に対するインターネット・サイト上の情報提供制度も整備する。株主総会を戦略上主要な経営判断に集中させて、事後に濫訴をなす隙を株主に与えないようにする。

株主総会の議長が株主の発言時間を制限できることは明白であり、実務上でも一般的に行われている<sup>(78)</sup>。しかし、株主総会の内容と質を改善する可能性を設けるには、株主総会の議長が株主総会の過程全般を指揮するだけでなく、個々の議事項目および個々の発言者に関する時間枠を設定することも必要となる<sup>(79)</sup>。このことから、株主が、株主総会の議長が事前に相当に確定した発言時間および質問時間を超過した場合、議長に解説拒絶権を付与することが明定された（株式法草案 131 条 3 項 7 号）。株式法上、取締役は、合理的

な商人の判断によれば、解説を行うことが、会社または結合企業に重大な不利益を与えると認められる場合など、一定の場合には、解説を拒絶することができる（株式法 131 条 3 項 1 号）。しかし、さらにこの解説拒絶権の範囲を拡大することになった。これは、多数の質問をもって経営者に間違った情報を提供させるために、また株主総会の期間を長引かせるために<sup>(80)</sup>、しばしば解説請求権および発言権がわずかな株主により濫用されるという実務の多様な要求に応えるものである<sup>(81)</sup>。適切かつ一般に要求される時間内での株主総会の進行を可能にするために、株主による質問権の濫用的な行使に対抗することが要請されるという連邦憲法裁判所の判例も、この実務上の要求と同一線上にある<sup>(82)</sup>。このような措置によって要請されるのは、株主権の制限ではなく、株主総会を再度、戦略上主要な経営判断に集中させるための「プラットフォーム」にすることである、と指摘される<sup>(83)</sup>。これによって、議決権を有する株主のために、内容上の重要性や魅力をいつそう増すことができるよう企図されている。

また、UMAG 草案では、必要な情報が会社のインターネット・サイトを通じて株主総会の開催前に提供され、かつ株主総会の開催中においてもアクセスできる場合には、株主総会における株主の解説請求権（株式法 131 条 1 項 1 文）が制限される（株式法草案 131 条 3 項 8 号）。標準となる典型的な質疑応答（FAQ）の負担、統計資料や計算書（Aufstellungen）などの説明の負担を会社に免除して、内容的な議論により時間を費やすことができるようになることが、この規制の意義と目的である<sup>(84)</sup>。この場合、インターネットで提供される情報の対象と範囲は会社の取締役が決定し、必ずしも株主がその対象と範囲を求める請求権を有するものではない。取締役は、株主総会の開催前に前もって、書面または E メールによる株主の質問について回答する権利を有するが、義務を負うものではない。また、株主総会の会社側担当者によるステレオタイプ型の朗読をもって多くの貴重な時間が消費されることも抑制され

る。これによって、たびたび担当者が長たらしく読み上げ、営業年度に関する取締役の説明が非常に長くなるのを防止することも目的とされる<sup>(85)</sup>。

株式法草案131条3項8号は、取締役が解説を拒絶できる場合として、解説が会社のインターネット・サイト上でアクセスできる情報から明らかなときを掲げる。ここでは、「ウェーブサイト（Webseite）」のような他の概念ではなく、一般にアクセス可能な公開された電子情報メディアである「会社のインターネット・サイト」という概念が用いられている。これは、「インターネット・サイト」が最も理解でき、かつ最も明確な概念であるからであるとされる<sup>(86)</sup>。

「会社のインターネット・サイト」という概念は、情報が一般にアクセス可能な公開されたものでなければならないことを意味する。機械的な側面で、プログラムの側面で、または情報提供者の側で、アクセスに制限がかけられてはならない。必要ならば何人でもインターネットにアクセスできることによって、インターネットに掲載された株主のための情報を、商業登記簿または日刊紙において公表された情報よりも比較的容易にアクセスできるようにしている<sup>(87)</sup>。

会社のインターネット・サイトを通じてアクセスできる情報は、当該情報に関心を有する株主が会社のホームページにアクセスした後に、検索することなく直接に、またはこれに続くページにリンクしていることによって発見できるならば、法律の意味における情報となる<sup>(88)</sup>。別段法律に明定されてはないが、株主総会の招集通知または議事日程にインターネット・サイトを指示しておく場合もありうる。必要な情報は、これを十分に知る機会を与えるために、少なくとも株主総会の直前7日前にアクセス可能な状態でなければならない。インターネットへのアクセスのわずかな時間帯に一時的な障害があっても、その期間を延長するものではなく、全体的にみて情報を十分に知る可能性が残っていれば足りる。また、必要な情報は、株主総会においてもアクセスできなければならず、会社がどのような方法でこれを実施するの

かは、会社の判断に委ねられている。たとえば株主総会の席上の情報端末機を通じて提供することも許されている<sup>(89)</sup>。この場合、必要な情報は、株主総会の期間中に会社のインターネット・サイトで提供され、株主総会の参加者のために一般にアクセスできるものでなければならない。

さらに、取締役は、定款または業務規程をもって、株主総会の告知時に、個々の議事項目について文章の形式（Textform）での質問を許可する権限を有することができる（株式法草案 131 条 6 項）。取締役が文章の形式での質問を許可するときは、取締役は、告知に際して、質問が向けられる箇所、およびこの箇所に質問をなす株主に設けられる時間を表示しなければならない。その時間は、質問の準備に十分な期間を株主に与えるために、株主総会の開催 5 日前である必要がある。この場合、十分な期間が確保されていれば、たとえば株主総会の開催 3 日前というより短期な期間についても可能であるとされるが、他方、短期の期間内では経営者が質問に対応することが困難になるだけなく、場合によっては事前に回答することも困難となる<sup>(90)</sup>。

これらの規制は、できる限り多大な柔軟性を経営者に委ねることによって、株主の質問にできるだけ効率的に対応することを目的としている。この可能性がより利用されるかどうかは会社の規模および株主構成にもよるが、書面による質問を許可して、複数の株主が同一の質問を出すことが予想できる場合には得策である、と指摘される<sup>(91)</sup>。この場合において、経営者が、書面または文章の形式における同一のテーマに関する共通の質問に対して、会社のインターネット・サイトで回答できるならば、経営者は最も効率的に質問に回答することができる。会社は、証拠書類を提供することによって、または定型化された回答をすることによって、これらの質問に回答することができる。この場合、許可される書面での質問は、常に会社のインターネット・サイト上で、かつ株主総会においてアクセスされなければならない。質問に対する回答は、インターネット・サイトでなすことができるだけでなく、株主総会においても

なすことができる。株主総会における回答は、通常、口頭により行われるが、その回答がとくに質問も含めて株主総会の開催前にすでにアクセスできる状況にあった場合には、回答を書面による縦覧によってまたは端末装置を通じて行うこともできる。質問と回答がインターネットを通じてアクセスされたか、もしくは株主総会において説明された場合には、同様の内容を有する株主の口頭での質問に対して、株主総会において繰り返し口頭で回答される必要はない（株式法草案 131 条 3 項 9 号）。

## 六. 結びに代えて

わが国では、株主総会決議の濫訴防止策として、悪意に出た場合の担保提供の制度を設けている（商 249 条、252 条、106 条 2 項）。しかし、とくに株主総会の場で購入商品に関する個人的な苦情の申出を質問の名を借りて再現する場合のように、たとえ株主が悪意に出たことが明白であっても、株主が事後に株主総会決議の取消訴訟を提起すれば、会社はこれに応訴する必要に迫られる。この場合、会社側は担保提供の申立てにより対抗手段がとれるけれども、そもそも株主総会は、当該会社の戦略上の基本的事項を決定する議論の場および経営判断の基礎でなければならない。株主総会がそのような性質のものであれば、会社荒し等による事後の提訴が株主権の濫用であることが明白な場合、この提訴は、会社による担保提供の申立て以前に却下される性質を有するものと考えられる。裁判所の判断により濫訴が明白であれば、前もって事後の濫訴を防止して、少なくとも会社側の応訴の負担を軽減することも考えられなければならない。もちろん、濫訴か否かが明白でなければ、株主権の正当な行使として、会社側は次の段階として担保提供の申立てという対抗手段をとり、株主が悪意に出たものであるか判断する必要も生じよう。

「はじめに」で述べたように、代表訴訟における担保提供の場合についても、株主が自分や他人の不正な利益の獲得を企図したり、会社に損害を与える目

的で訴えを提起する場合、裁判所がこれを退けることができるようになったとされる。

比較法的な観点からみても、ドイツでは、近年のコーポレート・ガバナンス改革を通じて、UMAG 草案が起草され、公表されている。ここでは、濫用型取消訴訟の防止も企図されており、事後の予防策としての免除手続、ならびに事前の予防策としての株主総会議長の解説拒絶権を強化する。事後の予防策として、たとえば編入や組織変更に関する株主総会決議を登記する場合において、当該決議が取り消されていないか、もしくはこのような取消訴訟が既判力をもって棄却されたかまたは取り下げられたことが確定すれば、たとえ決議が法律に違反して登記されたとしても、株主総会前の原状に回復することが阻止される。この登記簿閉鎖効は、①決議の効力を争う訴えが不当であるかまたは理由のないことが明白である場合、もしくは②裁判所の自由心証により、訴えをもって主張された法律違反の重大性を斟酌した結果として、決議の効力を即時に発生させることが会社およびその株主に対する重大な不利益を回避するために優先されると思料する場合に限り、認められる。受訴裁判所は、この手続によって、取消訴訟の提起が会社の株主総会決議の登記を妨げないことを確定する。たとえ取消訴訟の原告が本案に勝訴したとしても、会社はその原告に「株主総会決議の登記から決議に基づき原告に発生した損害を賠償」するにすぎない。もちろん、実務上この手続が大々的に運用されるならば、これまで効果的とされた不適正な株主総会の議決に圧力をかける株主の手段がなくなる。リスクを負担する所有者（株主）と取締役との間において実際に力の均衡が常に機能するわけではないが、いずれにせよ、この新たな手続が株主にとって後々まで邪魔に感じことになるのは否めない、との批判が存在する<sup>(92)</sup>。さらに、実務的な観点からすれば、期間上の問題も残っているとされる。もともと取消訴訟は、議決後 1 ヶ月以内に提起されなければならぬが（株式法 246 条 1 項）、その場合、会社は「訴訟の提起が登記を妨げない」

との申立てをなすことができる（株式法草案 246 a 条 1 文）。裁判所はこの決定に 3 ヶ月の期間をかけることができ（株式法草案 246 a 条 4 文）、これに対して即時抗告をなすこともできる（株式法草案 246 a 条 6 文）。したがって、終局的な既判力のある決定まで、株主総会の議決から 7 ヶ月以上かかる場合もあることから、この状況は、法的安定性の観点からみて合理的かどうか問題となる、とも主張される<sup>(93)</sup>。

これに対して、株主総会決議に対する濫訴の事前の予防策として、株主総会における株主の質問権および発言権を明文でもって規制することで、株主総会の議長の権限を拡大する。なぜなら、株主総会の内容と質を改善する可能性を設けるには、株主総会の議長が株主総会の過程全般を指揮するだけでなく、個々の議事項目および個々の発言者に関する時間枠を設定することも必要となるからである。このことから、株主が、株主総会の議長が事前に相当に確定した発言時間および質問時間を超過した場合には、議長は解説拒絶権を有することになった。たしかに、解説によって会社または結合企業に重大な不利益を与える場合など、一定の場合には解説を拒絶することができる。しかし、さらにこの解説拒絶権の範囲の拡大によって、多数の質問攻めによって経営者に間違った情報を提供させるために、また株主総会の時間を長引かせるために、株主の解説請求権および発言権が、少数の株主により濫用されることを防止しようとする。これは、一般に要求される適切な時間内での株主総会の進行を可能にするためである。このような措置によって、株主総会を再度、戦略上主要な経営判断に集中させるための「プラットフォーム」にして、事後に濫訴をなす隙を株主に与えない。もちろん、株主権の正当な行使の確保のために、インターネット・サイトを通じた種々の措置もとられている。しかしながら、株主総会の議長の権限を拡大する反面、会社の業務に関する情報を得る株主の権利は、社員権の本質的な部分なので、質問権の時間的制限に対する憲法上の問題が存在するのではないか、と批判される<sup>(94)</sup>。

なぜなら、情報が提供されることは、株主にとって、社員権の行使に不可欠な前提であるからである。それゆえ、このような情報提供の拒絶は株主の社員権に反する、と主張される<sup>(95)</sup>。

他方、わが国においては、株式の相互持合いの解消によって低下した安定株主比率を維持するための新たな担い手として、個人株主を長期安定的な株主として育てようという動きがより活発化し、その一環として株主総会に着目する企業がいっそう増加したといわれる<sup>(96)</sup>。ビジュアル化による説明やIR色の強化だけでなく、経営トップ自らの積極的な株主との対話など、シャンシャン総会を良しとしていた従前の株主総会の位置づけが転換期にさしかかっている。このような状況において株主総会の決議後に濫訴が提起されたとしても、会社は毅然とした態度で臨むだけでなく、法制度面からの整備も当然重要となるであろう。したがって、株主総会決議に対する明白な濫訴は排除して、少なくとも会社側の応訴の負担を軽減し、株主総会を会社の本質的な戦略上の決定の場とする必要がある。この趣旨からすれば、前述のようなドイツと同様の事前および事後の措置も考慮に値するであろう。事後の法的整備として、ドイツでは、免除手続を基礎に登記簿閉鎖効を認めることで、裁判所が自由な心証により取消訴訟の提起が会社の不利益になると判断した場合、裁判所は、この提起が会社の株主総会決議の登記を妨げないことを確定できる。それゆえ、わが国でも、担保提供の是非は別にしても、取消訴訟の提起が濫訴であることが裁判所に明らかであれば、裁判所が株主による訴訟の内容の審査を通じて、少なくとも登記すべき事項に関する株主総会の決議の効力は妨げられないとして、濫訴を排除することも検討に値するのではなかろうか。また、事前の法的整備としても、株主総会における株主の質問権および発言権を明文でもって規制して、株主総会の議長の権限を拡大する反面、インターネット・サイトを通じた種々の法的措置を講じることもまた、検討に値しよう。

本稿は、最近公表されたドイツのUMAG草案に基づき、株主総会決議に対

する濫訴防止の可能性を検討し、その素描を述べたにすぎない。具体的な立法提案もより詳細に検討すべきであったが、これについては、今後の検討課題にしたい。

- 
- (1) 我妻栄『新訂民法総則』35 頁（岩波書店、1965）。
  - (2) 谷口知平=石田喜久夫編『新版注釈民法(1) 総則(1) [改訂版]』〔安永正昭〕150 頁（有斐閣、2002）。
  - (3) いわゆる電子株主総会については、とくに近年刊行された岩村充・神田秀樹編『電子株主総会の研究』（弘文堂、2003）を参照。
  - (4) 「株主総会白書（2004 年度版）」商事法務 1715 号 11 頁（2004）。
  - (5) 株主総会白書・前掲注(4) 12 頁。
  - (6) 日本経済新聞 2004 年 12 月 9 日 1 面を参照。また、2004 年 12 月 8 日に決定された「会社法制の現代化に関する要綱案」によれば、次のような検討がなされている。すなわち、株主が株主代表訴訟を提起できない場合として、①訴えの提起につき、当該株主が自己もしくは他人の不正な利益を図り、または会社に損害を加える目的を有する場合、②当該訴訟の追行により、会社の正当な利益が著しく害されること、会社に過大な費用の負担が生ずることその他これに準ずる事情が生ずることが、相当の確実さをもって予測される場合、を掲げる。次いで、株主からの提訴請求に応じなかった会社につき、当該株主等からの請求により不提訴理由を通知しなければならないこととされた（「会社法制の現代化に関する要綱案」商事法務 1717 号 15 頁（2004））。
  - (7) Referentenentwurf eines Gesetzes zur Unternehmensintegrität und Modernisierung des Anfechtungsrechts. 本草案および理由書については、Sonderbeilage zu NZG Heft 4/2004 ならびに <http://www.rws-verlag.de> における 2004 年 1 月 28 日付の Volltexte において参照することができる。なお、この草案の理由書を引用する場合は、Begründung として引用し、NZG 掲載の頁数を掲げている。また、UMAG 草案につき政府草案も出されているが (ZIP-Dokumentation: RegE UMAG, ZIP 2004, S. 2455 ff.)、本稿に関連する内容の基本方針は、参事官草案とほぼ同様であるので、参事官草案を参照している。
  - (8) 上谷清「会社法上の訴と担保の提供」鈴木忠一=三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座 5』151 頁（日本評論社、1969）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)』365 頁〔岩原紳作〕（有斐閣、1986）。
  - (9) 上柳ほか編・前掲書注(8) 364 頁、大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻〔第 3 版〕』127 頁（有斐閣、1992）。

- (10) 上谷・前掲注(8)151頁、高橋宏志「会社訴訟における担保提供の意義」商事法務1078号13頁(1986)。
- (11) 岸田雅雄「判批」商事法務1473号36頁(1997)。
- (12) 高橋・前掲注(10)11頁、岸田・前掲注(11)36頁。
- (13) 河内隆史「株主総会決議訴訟における担保提供義務」堀口亘先生退官記念『現代会社法・証券取引法の展開』63頁以下(経済法令研究会、1993)。
- (14) 審意説については、たとえば上柳ほか編・前掲書注(8)365頁、大隅=今井・前掲書注(9)127頁、森本滋『会社法〔第2版〕』215頁(有信堂高文社、1995)、北沢正啓『会社法〔第6版〕』343頁(青林書院、2001)、前田庸『会社法入門〔第9版〕』296頁(有斐閣、2003)、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第3版〕』290頁(有斐閣、2004)、河本一郎『現代会社法〔新訂第9版〕』432頁(商事法務、2004)など参照。
- (15) 悪意説については、たとえば大森忠夫『新版会社法講義〔改訂版〕』196頁(有信堂、1972)、上谷・前掲注(8)153頁など参照。
- (16) 中島弘雅「株主代表訴訟における担保提供の申立て〔上〕一特に担保提供が認められるための要件についてー」商事法務1354号41頁(1994)、上田栄治「株主代表訴訟における担保提供制度と『悪意』〔上〕」商事法務1431号69頁(1996)。
- (17) 近藤光男「判批」ジュリスト1068号(平成6年度重要判例解説)99頁(1995)、上田・前掲注(16)69頁。
- (18) 座談会「株主代表訴訟における担保提供をめぐって」(岩原発言)商事法務1397号9頁以下(1995)。
- (19) 上谷・前掲注(8)153頁。
- (20) 中馬義直『商事判例研究(12)昭和36年度』457頁(有斐閣、1969)。
- (21) 高橋・前掲注(10)14頁。
- (22) この整理は、主として大塚龍児「判批」ジュリスト754号118頁(1981)、中島弘雅「株主代表訴訟における担保提供の申立て〔中〕一特に担保提供が認められるための要件についてー」商事法務1355号12頁以下(1994)、同「判批」ジュリスト1063号126頁以下(1995)、岸田・前掲注(11)37頁によっている。
- (23) 大津地決昭和36年12月4日下民集12巻12号2911頁(本件評釈として、中馬・前掲注(20)455頁)、東京高決昭和51年8月2日判例時報833号108頁。
- (24) 名古屋高決昭和46年8月9日判例時報656号87頁、福岡高決昭和47年11月7日判例タイムズ289号219頁(本件評釈として、石田宣孝「判批」法律のひろば26巻7号61頁(1973)および久保欣哉「判批」金融商事判例375号2頁(1973)がある)、東京地決平成元年5月17日資料版商事法務69号30頁(本件の抗告審である東京高決平成元年10月13日資料版商事法務69号32頁

も参照)、東京地決平成5年3月24日判例時報1473号135頁(本件評釈として、岸田・前掲注(11)35頁がある)。

(25) 東京地決昭和29年11月25日法曹新聞94号2頁、東京地決昭和53年7月14日判例時報913号112頁(本件の評釈として、大塚・前掲注(22)117頁がある)。

(26) 東京地決昭和62年11月27日判例時報1268号137頁(本件評釈として、奥島孝康「判批」法学セミナー403号128頁(1988)がある)、仙台地決平成3年12月16日判例時報1433号136頁(本件評釈として、中島・前掲注(22)125頁がある)。

(27) 中島・前掲注(22)127頁。

(28) 座談会・前掲注(18)9頁(岩原発言)。

(29) 河内・前掲書注(13)65頁。

(30) 上柳ほか編・前掲書注(8)366頁。

(31) なお、担保提供制度について、代表訴訟の場合における担保提供事件でも、原告の主觀的事情を重視し、会社荒しなどに該当するような場合に限定して、担保提供を命じていた(名古屋地決平成6年1月26日判例時報1492号139頁)。しかし、平成5年商法改正により代表訴訟の訴額を低く抑えたことによって次第に代表訴訟の提起が増加し、その後の担保提供事件のリーディング・ケースとなるいわゆる蛇の目事件が出された(東京地決平成6年7月22日判例時報1504号121頁)。この決定では、代表訴訟の場合における担保提供の悪意とは、①提訴株主の請求原因の重要な部分に主張自体失当の点があり、主張を大幅に補充あるいは変更しない限り請求が認容される可能性がない場合、②請求原因事実の立証の見込みが低いと予測すべき頗著な事由がある場合、③被告の抗弁が成立して請求が棄却される蓋然性が高い場合において、そうした事情を認識しつつあえて訴えを提起したと認められるとき(不当訴訟要件)、もしくは④代表訴訟の提起が手続上明白に違法である場合も、そのことを認識しながらあえて訴えを提起したとき、⑤不当訴訟の成否と関係なく、提訴者が代表訴訟を手段として不法不当な利益を得る目的を有する場合など、正当な株主権の行使と相容れない不法不当な目的に基づき訴えを提起したとき(不法不当目的要件)、と解している。この決定は、原告株主の損害の認識という主觀的要件を重視する悪意説によりながら、さらに付加的に請求の理由の有無という客觀的事情を重視する姿勢を打ち出したことに大きな特色があると指摘されている(岸田・前掲注(11)37頁以下)。もっとも、代表訴訟と総会決議訴訟とは、前述のような重要な相違点があるだけでなく、訴訟の被告も異なる(取締役等または会社)。また、代表訴訟は英米法の制度を継受するのに対して、総会決議訴訟は、ドイツ法の制度を継受したことから、沿革的にも相違す

る。したがって、両制度における担保提供については、別個の考察が必要であると思われる所以、総会決議訴訟に限定して考察することにする。

- (32) 竹内昭夫『会社法の理論 III』249頁（有斐閣、1990）、高橋・前掲注(10)14頁参照。
- (33) ドイツ法における担保提供に関する規定の沿革については、高橋・前掲注(10)13頁、河内・前掲書注(13)67頁以下を参照。なお、ドイツにおける株主総会決議を争う訴訟の全般に関する沿革を詳細に言及するものとして、岩原紳作「株主総会決議を争う訴訟の構造（7）」法学協会雑誌97卷3号374頁以下（1980）を参照。
- (34) 慶應義塾大学商法研究会訳『西独株式法』392頁（慶應義塾大学法学研究会、1969）。
- (35) 河内・前掲書注(13)69頁。
- (36) 前掲注(26)東京地決昭和62年11月27日。
- (37) 代表訴訟の場合について、竹内・前掲書注(32)249頁を参照。なお、高橋・前掲注(10)14頁も参照。
- (38) 大隅=今井・前掲書注(9)8頁参照。
- (39) この最終報告書については、Baums (Hrsg.), Bericht der Regierungskommission Corporate Governance, 2001 ならびにその要約について早川勝「業務の執行・監督・株式法の現代化—ドイツ『コーポレート・ガバナンス委員会』報告書—」同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー3卷1号124頁以下（2002）、ヘリベルト・ヒルテ=久保寛展（訳）「コーポレート・ガバナンスの議論—ドイツ『コーポレート・ガバナンス』政府委員会により提示された最終報告書についての覚書—」同志社法学53卷8号233頁以下（2002）を参照。
- (40) その他の委員会構成メンバーについては、早川勝「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス規準の策定」同志社法学54卷2号248頁注(6)に掲げられている。
- (41) ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準については、早川・前掲注(40)246頁のほか、次の文献を参照。海外情報「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス等会社法改正の動き」商事法務1602号104頁以下（2001）、海外情報「ドイツにおける企業法制改正の動き」商事法務1603号60頁以下（2001）、池田良一「ドイツの『コーポレートガバナンス倫理指針』の全文和訳と内容解説—ドイツ『コーポレートガバナンス改革』の最新動向—」監査役461号62頁以下（2002）、海外情報「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス・コードの制定」商事法務1618号40頁以下（2002）、藤嶋肇「ドイツにおけるコーポレートガバナンスの展開—コーポレートガバナンス指針（Kodex）およびTransPuGによる監督機能の強化—」法学新報109卷3号133頁以下

(2002)、高橋紀夫「ドイツおよびヨーロッパ連合における企業統治に関する試みについて」法学新報 108 卷 9・10 号 299 頁以下 (2002)、小柿徳武「ドイツにおける会社法改正の動向」森本滋編『比較会社法研究—21世紀の会社法制を模索して—』61 頁以下 (商事法務、2003)、正井章徳『ドイツのコーポレート・ガバナンス』290 頁以下 (成文堂、2003)、丸山秀平「ドイツにおけるコーポレートガバナンスに関する規準の拘束性—コーポレートガバナンス原理とコーデックスー」法学新報 109 卷 9・10 号 579 頁以下 (2003)、中川美佐子「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスに関する一考察—ドイツ企業統治規範を中心として〔上〕〔下〕」国際商事法務 32 卷 6 号 707 頁以下、32 卷 7 号 873 頁以下 (2004)。

- (42) この法律については、海外情報「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス改革のための商法改正」商事法務 1620 号 34 頁以下 (2002)、小柿・前掲書注 (41)57 頁以下、正井・前掲書注 (41)354 頁以下。
- (43) この「10 項目プログラム」については、Seibert, Das 10-Punkte-Programm „Unternehmensintegrität und Anlegerschutz”, BB 2003, S. 693 ff. を参照。
- (44) 海外情報「ドイツにおける会計基準と監査制度の改革」商事法務 1688 号 60 頁以下 (2004)。
- (45) 海外情報「ドイツにおける株主代表訴訟・株主総会決議取消訴訟の改正」商事法務 1690 号 60 頁以下 (2004) ならびに高橋英治「ドイツ法における株主代表訴訟の導入」商事法務 1711 号 13 頁以下 (2004) を参照。
- (46) 連邦司法省の UMAG 草案に関する「報道機関のための情報 (Informationen für die Presse)」5 頁を参照。これは、<http://www.bmj.de/media/archive/795.pdf> において参照することができる。
- (47) ドイツ法における経営判断原則は、金融取引に関連して問題となった 1997 年 4 月 21 日の連邦通常裁判所のアラーグ・ガルメンベック (ARAG/Garmenbeck) 判決において判例法上定着した。経営判断の原則の観点から検討するものとして、高橋英治「ドイツ法における経営判断の原則」法学雑誌 48 卷 4 号 1264 頁以下 (2002) を参照。なお、本判決を基礎に監査役の提訴義務を検討するものとして、布井千博「取締役に対する民事責任の追及と監査役の提訴義務」奥島孝康教授還暦記念第一巻『比較会社法研究』381 頁以下 (成文堂、1999) がある。また、高木康衣「ドイツ株式法 147 条とその改正案について」比較法雑誌 38 卷 1 号 147 頁以下 (2004) も参照。
- (48) 高橋・前掲注 (45)14 頁による。
- (49) Hirschberger/Weiler, Das Freigabeverfahren für Hauptversammlungsbeschlüsse nach dem UMAG-Entwurf (§ 246 a AktG-E)—Ein Aus für “räuberische” Aktionäre?, DB 2004, S. 1137.

- (50) 以下、UMAG 草案の内容に関する記述は、Hirschberger/Weiler, a. a. O. (Fn. 49), S. 1137 ff. のほか、主として Kiethe, Abkauf von Anfechtungsrechten der Aktionäre - neuere Tendenzen rechtsmissbräuchlichen Verhaltens räuberischer Aktionäre, NZG 2004, S. 489 ff.; Meilicke/Heidel, UMAG: "Modernisierung" des Aktienrechts durch Beschränkung des Eigentumsschutzes der Aktionäre, DB 2004, S. 1479 ff.; Seibert/Schütz, Der Referentenentwurf eines Gesetzes zur Unternehmensintegrität und Modernisierung des Anfechtungsrechts - UMAG, ZIP 2004, S. 252 ff. によっている。
- (51) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12.
- (52) Vgl. Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 9.
- (53) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (54) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (55) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (56) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (57) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 22.
- (58) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12.
- (59) Vgl. Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 490.
- (60) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 491.
- (61) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 491.
- (62) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 491.
- (63) Vgl. Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 21.
- (64) Vgl. Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 491.
- (65) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 491.
- (66) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 492.
- (67) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 493.
- (68) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 493.
- (69) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 493.
- (70) Vgl. Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 493. もっとも、裁判所の見解によれば、これらの状況に基づくことはできないとする。
- (71) Vgl. Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 493.
- (72) OLG Stuttgart, Beschluss vom 13. 3. 2002 = AG 2003, S. 456.
- (73) OLG Köln, Beschluss vom 6. 10. 2003 = BB 2003, S. 2307 = DB 2003, S. 2592 = ZIP 2004, S. 760.
- (74) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (75) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.
- (76) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 489.

- (77) Kiethe, a. a. O. (Fn. 50), S. 494.
- (78) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12.
- (79) Vgl. Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12; Seibert/Schütz, a. a. O. (Fn. 50), S. 255.
- (80) なお、2003 年度についてのドイツにおける平均的な株主総会の時間は、次のとおりである (Meilicke/Heidel, a. a. O. (Fn. 50), S. 1479.)。すなわち、DAX (ドイツ株価指数) に上場された株式会社では約 7 時間、MDAX (中規模企業のドイツ株価指標) に上場された株式会社では 4.5 時間、SDAX (小規模企業のドイツ株価指標) に上場された株式会社では 4.1 時間、TecDAX (テクノロジー産業のドイツ株価指数) に上場された株式会社では 3.5 時間である。DAX 上場の株式会社における平均時間は、主として個々の会社の総会が異常に長いことに基づくものであり、通常はこの平均時間よりも短いとされる。
- (81) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12.
- (82) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12.
- (83) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 12 f.
- (84) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13; Seibert/Schütz, a. a. O. (Fn. 50), S. 255.
- (85) Meilicke/Heidel, a. a. O. (Fn. 50), S. 1479.
- (86) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13.
- (87) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13.
- (88) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13.
- (89) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13; Seibert/Schütz, a. a. O. (Fn. 50), S. 256.
- (90) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13.
- (91) Begründung, a. a. O. (Fn. 7), S. 13.
- (92) Hirschberger/Weiler, a. a. O. (Fn. 49), S. 1139.
- (93) Hirschberger/Weiler, a. a. O. (Fn. 49), S. 1139.
- (94) Meilicke/Heidel, a. a. O. (Fn. 50), S. 1480.
- (95) Meilicke/Heidel, a. a. O. (Fn. 50), S. 1480.
- (96) 株主総会白書・前掲注(4) 9 頁。